

令和 2 年 9 月 井手町

9 月 定 例 会 議 録

井 手 町 議 会

令和2年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月14日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
中坊 陽議員	7
1 新教育長の今後の基本方針について	
脇本尚憲議員	9
1 公共建築物等における井手町産木材利用の促進	
2 プラスチックごみ回収の本町の考え	
奥田俊夫議員	12
1 コロナ渦中における各施策の成果について	
2 多賀駅周辺の現況について	
岡田久雄議員	16
1 新型コロナウイルスの今後に備えた本町独自の生活支援策について	
2 コロナ禍における避難所運営のあり方について	
谷田みさお議員	22
1 新型コロナウイルス感染症に関する情報公開について	
2 新型コロナウイルス感染症予防のさらなる対策について	
3 教育長の基本姿勢を問う	
議案第42号 井手町教育委員選任につき同意を求める件	33
議案第43号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	34
議案第37号 井手町出産応援基金条例制定の件	35

議案第 38 号	井手町税条例の一部を改正する条例制定の件	36
議案第 40 号	令和 2 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補 正予算（第 1 回）	41
議案第 41 号	令和 2 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	43
散会		45
署名議員		46

第 2 号（9 月 23 日）

応招・不応招議員		47
出席・欠席議員		47
出席事務局職員		47
出席説明員		47
議事日程		49
開会		50
会議録署名議員の指名		50
令和元年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見 書並びに財政健全化審査意見書等について		50
議案第 44 号	令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	52
議案第 45 号	令和元年度井手町水道事業会計決算認定の件	52
議案第 46 号	令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	52
議案第 37 号	井手町出産応援基金条例制定の件	57
議案第 39 号	令和 2 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）	59
令和元年度城南土地開発公社決算に関する報告書について		70
発議第 2 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	70
発議第 3 号	インターネット上での人権保護を求める意見書	71
閉会中の継続調査の申出について		73
閉会		73

署名議員..... 7 4

第 1 号（令和 2 年 9 月 1 4 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和2年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和2年9月14日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年9月14日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和2年9月14日午後 1時48分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本	尚憲	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名			
町長	汐見 明男	副町長	島田 智雄

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
学校教育課長・
自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
税 務 課 長 乾 浩朗
保健医療課長 中谷 誠
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小山 烈
上下水道課参事 森田 肇

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
住 民 福 祉 課 長 野崎 裕美
高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和2年9月14日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第42号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第6 議案第43号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第7 議案第37号 井手町出産応援基金条例制定の件
- 第8 議案第38号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第40号 令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算
（第1回）
- 第10 議案第41号 令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和2年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につきまして
て慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い
を申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲
議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月25日までの12日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月
25日までの12日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件2件、令和2年度
補正予算3件、人事同意案件2件、令和元年度決算認定の件3件。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを
許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし
ては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝
しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、今年の7月豪雨や台風10号等により亡くなられた方々のご
冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆様方に心からお
見舞いを申し上げます。

さて、令和2年度もはや6か月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月31日に決定し、町税につきましても、年間収入見込額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における令和2年度の財政見通しにつきましてご報告させていただきます。

まず、実質交付税では、普通交付税は約13億6,400万円、前年度に比べ約9,200万円、率にして7.2%の増、臨時財政対策債は約9,100万円、前年度に比べ約300万円、率にして3.4%の増、合わせて実質交付税は約14億5,500万円、前年度に比べ約9,500万円、率にして7%の増となっております。

また、町税の年間収入見込額であります。企業進出による固定資産税や都市計画税の増収は見込めるものの、コロナウイルスによる景気後退により、法人町民税の減収が見込まれることから、町税全体で約9億円と、前年度同時期と比較して同額程度となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第37号、井手町出産応援基金条例制定の件ほか、9件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第37号は、井手町の次代を担う子どもの出産を応援するための基金条例の制定であります。

議案第38号は、地方税法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第39号は、令和2年度一般会計の補正でありまして、補正総額は2億1,934万9,000円の増で、補正後の一般会計予算は52億7,990万8,000円あります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、本町の空き家バンクへの登録をさらに促進するため、空き家再生支援に250万円、井手町のまちづくりのさらなる活性化を図るため、役場新庁舎建設に係る埋蔵文化財発掘調査に2,900万円それぞれ計上いたしますとともに、井手町の次世代を担う子どもの出産を応援するための出産応援基金への積立てに1億円計上いたしております。

次に民生関係では、共同浴場の修繕に76万8,000円、各種事業の精算等による返還金に1,160万4,000円それぞれ計上いたしますとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を想定した「新しい生活様式」

へ対応をするため、子育て施設換気システム整備をはじめとする新型コロナウイルス感染拡大防止関連費用に2,691万7,000円、保護者の経済的負担の軽減を図るため、国の特別定額給付金の支援対象となる翌日以降に生まれた児童を対象に、1人につき10万円を支給する井手町子ども誕生臨時給付金に402万円、それぞれ計上いたしております。

次に農林関係では、井手土地改良区が管理する3号水路取水施設の維持管理に対する補助に50万円計上いたしております。

次に商工関係では、大正池グリーンパークの施設整備に560万円計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報奨金に236万8,000円計上いたしております。

次に教育関係では、新型コロナウイルス感染拡大防止関連費用に418万4,000円、小・中学校の児童・生徒1人1台端末の整備を図る情報機器整備事業に3,327万5,000円、それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、分担金及び負担金7万2,000円の減、国・府支出金1億8,521万8,000円、寄附金116万円、繰入金2,051万6,000円、繰越金1,015万9,000円、諸収入236万8,000円計上いたしております。

議案第40号及び議案第41号は、令和2年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第42号は、教育委員の欠員に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第43号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第3条の規定に基づき提出するものであります。

議案第44号から議案第46号までの3件は、いずれも令和元年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。令和元年度決算につきましては、前年度に引き続き、全ての会計の実質収支は黒字となっております。

なお、国保会計につきましては、保険税の不足分として1,100万円を一般会計から法定外繰り入れしたことにより黒字になっているものでありまして、厳しい財政状況は何ら変わっていないことから、今後も財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から8月分の例月出納検査結果報告について、写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は5名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分とします。

順次質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 一般質問を行います。

質問事項としては、新教育長の今後の基本方針についてであります。

8月21日に就任された中田新教育長は、38年間の教員生活の中で、町内の小・中学校でも勤務されています。また、町教育委員会や府教育委員会にも勤務されていました。教育機関の豊富な経験で、町校長会の会長もされ、町内の学校教育を先導されてきました。

さらに社会教育では、長年の間、町スポーツ推進委員としても活動されています。平成9年に開催された全国高校総体、いわゆるインターハイの運営や、昨年20周年を迎えたIDEゆうゆうスポーツクラブ事業の立ち上げにも尽力されました。これまでの豊富な経験や指導力を発揮され、本町の教育環境が今まで以上に充実することを願っています。

そこで、今後の学校教育や社会教育について、令和4年度開校の井手町特別支援学校との連携について、新教育長の今後の基本方針をお聞きします。

よろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 中坊議員のご質問にお答えします。

新教育長としての今後の基本方針についてであります。一つ目の今後の学校教育や社会教育につきましては、これまで諸先輩方が築き上げてこられた井手町の教育行政を継承するとともに、私の基本方針として「教育を通したまちづくり」を目指し、誰もが井手町を愛し誇れるように「つながりを大切にした教育」を続けていきたいと考えております。

学校教育では、町内の小・中学校が一体となって、本町の子どもたちの教育について考える「ジョイント・アップ推進事業」、さらには保育園とも一緒になって取り組んでいる「井手町人権・同和教育研究会」など、一人一人の子どもたちの成長を、その時々で点で関わるのではなく線、そして面として子どもたちの成長に関わり、子どもたち、そして保護者の方々が包み込まれていると実感できる教育活動をさらに充実させたいと考えております。

また、地域の方々にご協力を頂き実施している、小学校での米作りやタケノコ掘りなどの体験活動、子どもたちの登下校時の見守りや中学校での部活動指導や職場体験、受験に向けての面接練習など、これらの取組は子どもたちが「つながり」を感じる絶好の機会となっております。これら周りの人たちとの関わりを通して、全ての子どもたちに、「優しさ」や「頑張ろう」という気持ちを育んでいきたいと思っております。

そして、日々の学習活動はもちろん、数検チャレンジ推進事業や英検チャレンジ推進事業をはじめ、チャレンジ学習事業、そして、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業などの各種事業を推進し、全ての児童・生徒の学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

社会教育では、これまで家庭の教育力の向上、地域社会の力を生かした活動の充実、生涯学習の振興に向けた学習環境の充実、文化・スポーツ活動の振興、人権が尊重される共生社会の実現に向けた学習機会活動の推進、地域文化・伝統文化の保全・継承・活用を重点目標として、井手玉川大学の開設、文化協会と連携しての町文化祭、スポーツ協会と連携しての町民体育大会、そして井手町人権のつどいなどの開催に取り組まれてきました。コロナ禍の中、本年度は様々な事業を中止せざるを得ない状況であります。今まで積み上げてきたものが停滞しないか懸念されるところでありますが、各種団体との連携をさらに強化し、子どもから高齢者まで幅広い年代の住民の「つながり」に重点を置いて、これまでの取組の継承・発展に尽力してまいりたいと思っております。

二つ目の令和4年度開校の井手地区特別支援学校との連携につきましては、学校間では、既に近隣の特別支援学校の児童・生徒との交流を実施しておりますが、新設される特別支援学校とはさらに交流、連携が充実するよう、開校まで学校間で協議、検討を進めていきたいと考えております。

社会教育の分野では、これまでに特別支援学校の児童・生徒は、I D E ゆうゆうスポーツクラブでボッチャをしたり、町文化祭に作品を出展するなど交流を行っております。昨年度は本町の社会教育委員会で、特別支援学校開設準備委員会の代表と、開設される特別支援学校との今後の連携について意見交流を行いました。新設の特別支援学校の開校コンセプトは、「地域と共に歩む学校」でありまして、学校の中での教育活動だけでなく、広く地域が学校であるという思いで学校を創っていくと聞いております。

令和4年度井手地区特別支援学校の開校に向けて、つながりを大切に、小・中学校はもちろん、社会教育におきましても、文化協会やスポーツ協会等の各種団体の協力も得て、地域住民との連携・交流が一層進んでいくよう取り組んでいくとともに、特別支援学校との連携により、本町の特別支援教育の充実につなげていきたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 要望ですけど、幅広い、力強い答弁を頂きました。教育長とは泉ヶ丘で教頭をされているときに、全国P T A表彰を受け、一緒に東京へ出向いた思い出があります。学校教育や保護者の思いを熟知されていると理解しています。これからの井手町の教育機関の長として、より一層力量を発揮いただくことを期待して、要望して、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。通達に基づき、私から2点質問をさせていただきます。

1番、公共建築物等における井手町産木材利用の促進。

京都府は全国的に見ても森林が多い地域であり、本町におきましても約7

割が森林で占めています。近年、国産木材が利用されないことから、間伐などの整備が進まず、山林が荒廃しています。木を積極的に利用することが森林整備につながり、ひいては本町の森林環境の保全にもつながると考えます。

府外から運賃をかけて木材を運んでくることは、不要な二酸化炭素の排出を促進することにつながります。地元の木材を地元で使用することは、環境に優しい行動と言えます。

京都府では、平成23年3月に「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針」が策定されました。また、本町におきましても「井手町公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」が平成27年3月に策定され、木材利用促進の意義や公共建築物等における木材の利用促進の効果についても、基本方針の内容として明記されています。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町では基本方針の趣旨に基づき、この間に井手町産木材、京都府産木材を利用して公共建築物や町有施設における机や椅子などを作成した実績はどのようなものがありますか。

2、新庁舎においても、この基本方針に基づき使用する予定はありますか。

2番、プラスチックごみ回収の本町の考え。

本年7月より、スーパーマーケットなどで商品を購入した際、レジ袋が有料化となり、マイバッグを活用するなど、住民の方の生活様式も変化しつつあります。また、海洋プラスチックごみの問題がニュースとなり、環境破壊や社会問題となっています。海に面していない本町ですが全く関係ない話ではなく、マイクロプラスチックを飲み込んだ魚たちが食卓に並べば、私たちの体内に入り込む可能性もあります。現在の研究では、1週間で5グラムものマイクロプラスチックを摂取しているという報告もあります。今後、健康被害などについても発生するのではと懸念されています。

環境省、経済産業省から2020年度以降の制度開始を目指し、市町村が家庭から資源ごみとして集めている食品トレーなどのプラスチック製容器や歯ブラシ、文房具などのプラスチック製品について一括回収し、リサイクルを推進する仕組みを検討したとの報道がありました。リサイクル社会に向けて、住民の皆様にも協力していただき取り組む必要があると考えます。

そこで質問します。

1、本町の現在のプラスチックごみの回収方法は。

2、プラスチックごみリサイクル推進に向けて、本町として今から取り組んでいく内容や考えは。

よろしくをお願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 脇本議員のご質問にお答えします。

1点目の公共建築物等における、井手町産木材利用の促進についてですが、一つ目の公共建築物や町有施設における机、椅子などの作成実績につきましては、本町の現状といたしましては、町域の約7割が森林であるものの、森林面積は約1,114ヘクタールであり、府内26市町村の中でも19番目と小さく、木材利用が期待できる私有林人工林はそのうち約2割程度であり、また、町内では森林整備などを実施する林業経営体もなく、町内産木材はほとんど流通していないことから、建築資材として確保することは困難な状況にあると伺っております。

このようなことから本町といたしましては、京都府の豊かな森を育てる府民税交付金を活用し、平成28年度に井手町野外活動センターグリーンパーク内の休憩所である、あずまや2か所の改修工事で府内産材を使用し、今年度もバンガロー横のバーベキューサイト修繕に使用を予定するなどの木材利用の促進に取り組んでいるところであります。

また、平成19年に設立された「井手町豊かな緑と清流を守る協議会」の活動の中で、企業との森林整備活動で搬出された町内の間伐材を活用した木工教室の開催や、多賀小学校の図書室に使用するベンチの作成に取り組むなど、利用促進を図っていただいているところであります。

2点目のプラスチックごみ回収の本町の考えについてですが、一つ目の現在の回収方法につきましては、プラスチックごみのうち、プラスチック製の袋類、ボトル類、カップ類、トレー類については、プラマーク容器包装として週1回収しており、それらに該当しない歯ブラシや文具類等については、その他のごみとして週1回収しております。

二つ目のプラスチックごみリサイクル推進に向けての取組、考えにつきましては、処分先である城南衛生管理組合にも確認いたしましたところ、プラスチックごみリサイクル推進に向けての一括回収の取組につきましては、現

在情報も少なく、まだ検討していないとのことでありますので、今後の状況を注視し、組合及び構成市町と連携し、対応してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 1点目の二つ目の新庁舎における基本方針に基づく町内産木材の使用につきましては、現在、新庁舎の基本設計に取り組んでおり、建物の配置や構造、間取りや敷地などについて、間もなく取りまとめられると考えております。

なお、町内産木材を確保する方法などの課題も踏まえ、公共建築物として求められる構造や機能性・経済性も十分に検討してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

2番(脇本尚憲) 再質問ではなく、要望としてお伝えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の大流行により、私たちの生活様式も大きく変わろうとしています。ウィズコロナ、アフターコロナなど、世の中には未来に向けて新しい価値観で既に動いております。パンデミックを恐れ、首都圏一極集中という価値観から、地方移住を選択する人が増加することも見込まれます。

今回は環境問題について質問させていただきましたが、本町としてもいち早く環境問題に取り組むことで、移住希望者へのアピールにもなるかと思っております。今後も引き続き、環境問題に取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(西島寛道) 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥田俊夫議員。

1番(奥田俊夫) 1番、奥田俊夫です。私の方から、事前通告に従いまして、大きく二つのことについて質問をしたいと思います。

コロナ渦中における各施策の成果について。

新型コロナウイルス感染症も、いまだ収束のめどが立っておりません。さ

らに現在、第2波がやって来ているとも言われております。本町におきましても、様々な対策を講じていただいております。

そこで質問です。

①国の特別定額給付金に合わせて、井手町生活応援給付金の申請も8月1日に締切りとなりました。最終的な申請件数と未申請数を、率を併せて教えてください。

また、町独自の取組である、全住民に1人50枚入りマスクを1箱配布する施策も、7月31日に引換期間が終了しております。これにつきましても、最終的に何軒配布されたのか、数と率を教えてください。

加えて給付金もマスクも、申請や引換えをされなかった方への期間中での再連絡や周知をどのような方法でなされたのかを教えてください。

②30%ものプレミアムがついた生活応援いでたん商品券の販売申込みが開始され、その申込み期限も8月21日に締切りとなりました。本件について、町として申込み件数を把握されておりますでしょうか。ご存じであれば、最終的な件数を教えてください。

③府の中小企業等の休業要請支援でその対象となり、申請を行った事業者の件数を事業者別に教えてください。また、府の支援策の対象とならなかった事業者にも、拡大して支援を行う町独自の施策の受付も、7月1日から9月30日が申請期限となっております。今現在の申請件数を教えてください。大きく二つ目、多賀駅周辺の現況について。

多賀駅の駅舎には2基のエレベーターが設置され、西側ロータリーには時計が整備されるなど、以前と比べ利便性が向上いたしました。一方で、駅周辺に関する課題はいまだ山積しております。

そこで質問です。

①駅舎に併設のトイレがなく、東口の駐輪場横に設置されております。トイレの場所を示す案内版は、改札口を出た真正面に設置されているため、乗降客は確認ができると思います。しかしながら、ロータリーからはトイレの建物の西面上部に小さくマークが貼られているだけで、分かりづらいのが現状です。今後、何らかの方法で、駅やロータリー利用者にトイレの位置を一目で知らせる表示や案内板等の設置をしていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

また、現在、女子トイレ部分の雨漏りによる修理工事をしていただいております。

ります。現況は女子トイレの部分だけの雨漏りであっても、同じ条件、同じ方法で施工されているのであれば、おそらくそのほかの箇所でも今後、雨漏りが発生する可能性があると考えますが、今回の工事は女子トイレ部分だけのものなのか、それとも全体の工事なのかを教えてください。

②近頃、駅周辺で不審者の情報が幾つか寄せられております。しかしながら、駅近辺においては「こども110番のいえ」がありません。また、夜間になると辺りは薄暗く、我々成人男性でもあまり気持ちのいいものではありません。そこで、もしものときのために、緊急通報ボタンや街灯の設置が早急に必要であると考えます。行政のお考えをお聞かせください。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 奥田議員のご質問にお答えします。

1点目の一つ目のうち、国の特別定額給付金と同時に実施いたしました、住民の皆様にお一人2万円を給付する井手町生活応援給付金の申請件数につきましては、対象となります3,469世帯から、基準日以降で申請前に亡くなられた単身世帯6世帯、及び申請時点で転出されていた2世帯と行方不明10世帯を除く3,451世帯のうち、3,444世帯から申請を頂き、給付を希望しない1世帯用除く、3,443世帯に給付を行ってまいりました。最終的な申請率は、99.8%となっております。

次に、マスクの引換えにつきましては、対象となる7,338人のうち、7,223人の方に配布を行ってまいりました。最終的な配布率につきましては、98.4%となっております。

これらの期間中における再連絡や周知についてであります。井手町生活応援給付金につきましては、町ホームページや「広報いで」6月号及び7月号を通じて申請の啓発を行うとともに、高齢者福祉施設等へ入所されている方などで申請書が宛所不明で返ってきた場合には、ご本人様やご家族の所在を可能な限り確認し、申請を頂いてまいりました。その他の未申請の方につきましても、電話帳等で連絡先を調べて申請のご案内を差し上げるなど、8月11日の締切りまでに一人でも多くの方々に給付金を受け取っていただけるよう、可能な限りの努力をしてきたところであります。

また、マスクの配布につきましては、引換えをされていない方には、6月

30日に再度通知を行うとともに、外国籍の方につきましては、勤務先である事業所の協力を得るなど、できるだけ多くの方に受け取ってもらえるよう取り組んできたところであります。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 二つ目の生活応援いでたん商品券の申込み件数につきましては、商工会に確認いたしますと、698件の申込みがあったとのことであり、現在、当選通知が発送され、今月26日から28日に販売、10月1日より利用可能となる予定と伺っております。

三つ目の京都府休業要請対象事業者支援給付金の事業者別の申請件数につきましては、飲食業9件、小売業7件、その他の業種8件、合わせて24件となっており、法人6件、個人18件であり、本町が合わせて実施した給付金についても、同対象者24件となり、計300万円の給付を行っております。

また、町単独事業であります井手町中小企業等応援給付金の申請件数につきましては、9月11日現在、法人41件、個人48件、合わせて89件で、業種内訳は、土木建設業等35件、小売業12件、製造業16件、飲食業3件、その他23件となっており、490万円が給付済み、160万円が給付準備中であります。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 2点目の多賀駅周辺の現況についてであります。一つ目のトイレの案内板及び女子トイレの修繕工事のうち、トイレの案内板につきましては、鉄道利用者にトイレの場所を案内するため、現在、改札口正面に案内板を設置しておりますが、議員ご指摘のとおり、駅西側ロータリーの利用者からは分かりづらい状況にありますことから、案内誘導方法を検討してまいりたいと考えております。

また、女子トイレの修繕工事につきましては、本年7月30日の豪雨により女子トイレの天井が抜け落ちたため、直ちに女子トイレを閉鎖するとともに、建物全体について調査を行ったところであります。その結果、女子トイレ上部の屋根の隙間から雨水が入り込み、その重みに耐え切れず天井が抜け落ちたものと判明したことから、屋根全体を確認した上で、隙間のある部分

及び女子トイレの天井を補修し、8月22日から使用していただいているところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 二つ目の多賀駅周辺の緊急通報ボタンや街灯の設置につきましては、まず田辺警察署に確認しましたところ、以前に京都府内において、街灯に緊急通報装置を設置していた例があったとのことですが、現在では維持管理面の課題等により設置はしていないとのことでありまして、本町内における緊急通報ボタンの設置については難しいのではないかと考えておりますので、以前にもお答えしているとおりに、防犯カメラの設置について地元や警察と相談してまいりたいと考えております。

また、街灯につきましては、これまでから各区の要望により現地を確認の上、設置してきておりますので、ご質問の山城多賀駅の周辺の街灯につきましては、区長とも設置の必要性や地元の協力の有無を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

5番(岡田久雄) 5番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスの今後に備えた本町独自の生活支援策について、質問をいたします。

世界の新型コロナウイルス感染者数は、9月3日現在で2,603万人を突破し、死者数は86万人を上回るなど、現在もなお、世界中の人々の命と暮らしを脅かしています。世界経済は大きな打撃を受け、我が国においても国民生活や経済への影響は深刻さを極めています。私たちは、感染者の拡大を抑えるために懸命に努力していますが、ウイルスの治療薬やワクチンの開発・実用化までにはなお一定の時間を要することから、克服に向けた闘いは長期に及ぶことが予想されています。

こうした中で、本町では住民への生活支援策として、住民1人に2万円の生活応援給付金や1人1箱のマスクの配布、介護施設・学校・医院・理髪店

など、人が一定時間過ごす場所への非接触赤外線体温計の給付、京都府休業要請対象事業者支援給付金と同額を給付するなど、本町独自の支援策が既に実施され、住民の皆さんに大変喜んでいただいております。感染防止と社会経済活動を両立しながら、今後に備えた住民へのさらなる支援策を講じる必要があると思います。

そこで、次のことについて質問します。

1、国の第二次補正予算において、本町には幾らの地方創生臨時交付金が交付されたのか。

2、今までに第一次補正予算の地方創生臨時交付金を活用して実施された本町独自の支援策の内容と、利用状況についてお聞きします。

3、国の一律10万円の特別定額給付金は、今年4月27日までに生まれた人が対象でしたが、他市町村においては、翌28日から来年の4月1日までに生まれた新生児に対して、地方創生臨時交付金を活用して「出産特別祝金」として支給する自治体も出てきています。本町においても子育て世帯への応援として、新生児の保護者やひとり親世帯それぞれに応じた町独自の給付金制度を創設する必要があると思いますが、本町の考えをお聞きします。

4、今後において地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染防止に対する施設の整備や備品の購入、また、井手町住民に対してどのような井手町独自の支援策を考えておられるのか、お聞きします。

5、PCR検査への京都府からの助成はあるのか。また、本町として助成の考えについてお聞きします。

次に、コロナ禍における避難所運営の在り方について質問します。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しています。こうした自然災害に対して、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期すことが重要となっています。

そこで、次のことについて質問します。

1、災害時における避難について、高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦など、事前に把握しておき、適切な避難所への誘導が必要と思いますが、考えをお聞きします。また、独り暮らしの高齢者の町内介護施設への一時的避難は可能なのでしょうか。町内介護施設との災害協定等の取組はどのようなになっているのでしょうか。

2、「分散避難」の定着について伺います。

「避難とは難を避けること」であり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、「安全な場所に逃げること」を、住民に改めて周知等をする必要があります。災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すべきと思いますが、考えをお聞きします。

3、避難所における感染症対策を強化し、避難者に対して手洗いや咳エチケットの基本的な感染対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要です。感染症予防に必要となるマスクや消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド等の備蓄、サーモグラフィーや空気清浄機、大型発電機の設置等の推進を図るべきと考えますが、本町の考え及び備蓄状況についてお聞きします。

4、避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線を分け、個室などの専用のスペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが重要です。こうした課題にどう取り組まれるのか、お聞きします。

5、以前の一般質問において、災害時において大変有効であることから、マンホールトイレの設置を要望したことがあります。設置について今の本町の考えをお聞きします。

また、災害時の避難所運営等においては、女性の視点も大変重要と考えますが、本町においては女性の意見をどのように汲み取られるのか、お聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の三つ目、新生児の保護者への本町独自の給付金制度について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による社会情勢を踏まえ、本町独自の支援策として、井手町における新型コロナウイルスの感染症による特別定額給付金の支給対象の方で、給付金の基準日の翌日となる令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出産された保護者の方に、新生児を出産されたこ

とをお祝いするとともに、保護者の方の経済的負担の軽減を図るために、新生児1人に対し臨時給付金10万円を支給したいと考えており、本定例会に提出している補正予算にその事業費を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染動向等については、まだまだ不透明な状況が続くことが想定されることから、今年度の当該臨時給付金支給との公平性を担保する観点と、本町における人口減少の進行を少しでも食い止めるため、少子化対策として、井手町で子どもを産み育てるきっかけとなるような応援をしたいとの思いから、来年度以降も引き続き、町内で出産された保護者の方に対して、一定の条件の下で給付金として10万円を支給する事業を創設したいと考えております。

住民の皆さんがこの制度をライフプランに組み込んで安心して活用いただくには、事業が将来にわたって安定的に継続できるよう整備する必要があり、そのために基金を設置することにより運営することとし、本定例会において「井手町出産応援基金条例」を提案させていただいております。

本町では従前から、保育園から小・中学校における給食費無償化、また18歳までの医療費の無償化等、京都府内においてトップクラスの子育て支援対策を実施しているところでありますが、今回の制度創設によってより一層、出産から子育てにおいて切れ目のない支援が進められるものと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 次に、ひとり親世帯への応援についてですが、本町におけるひとり親世帯の支援といたしましては、従前から「特別児童福祉手当」を支給しているところでありますので、新たな独自施策の実施は予定しておりません。

なお、ひとり親世帯に対する現行制度については、国や京都府の施策も含めて、町のホームページや「広報いで」等でより分かりやすく、積極的に情報発信してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 1点目の一つ目の国の第二次補正予算に係る本町の地方創生臨時交付金につきましては、本年6月24日付で、1億6,025万円

を限度とする交付額の通知があったところでございます。

二つ目に、国の第一次補正予算を活用した本町独自の支援策の内容と利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、自粛生活を余儀なくされた住民の皆様の生活をいち早く応援するために、既に実施しておりました、住民1人当たり2万円を給付する「井手町生活応援給付金」が本交付金の対象となったことから、一次補正分の7,052万9,000円全てを本事業の一部に充当したところであります。なお、利用状況につきましては、先ほど奥田議員の質問でお答えしたとおりであります。

次に、四つ目の今後の国の地方創生臨時交付金を活用した支援策につきましては、既に実施しております「井手町生活応援給付金」やマスク等を配布する「新型コロナウイルス感染防止支援」、「中小企業等休業要請支援」、さらには、府の休業要請給付金の対象とならなかった地元事業者への「中小企業等応援給付金」など、町独自の対策に活用いたしております。

加えまして今回新たに、災害や感染症の発生等による小・中学校の中長期の休校等の緊急時に備え、児童・生徒1人1台の端末整備を進める、いわゆるGIGAスクール構想の推進に向けた、「小・中学校情報機器整備事業」や「井手町子ども誕生臨時給付金」、さらには、3保育園及び子育て支援センターにおいて、子育て環境の安心・安全及び快適空間を実現する「子育て施設換気システム整備」を、本交付金を活用した新たな町の独自の支援策として、今年度、順次取り組んでいくこととしております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) 五つ目のPCR検査への京都府からの助成につきましては、新型コロナウイルス感染症に関して不安のある妊婦の方に対して、分娩前に感染の有無を確認するためのPCR検査を実施し、医療機関で受けた場合の費用に対して助成されているところであります。

また、本町としての助成の考え方につきましては、新型コロナウイルス感染症の診療や感染拡大防止のために必要とされるPCR検査は、医師が診断上必要と判断した新型コロナウイルス感染症患者及び当該感染症の疑似症患者や、いわゆる濃厚接触者等を対象に、行政検査として実施されていることから、本人負担は生じておりません。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目のコロナ禍における避難所運営の在り方についてありますが、一つ目の災害時における高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦などの避難につきましましては、これまでから具体的な例として、避難所に移動できない方や介助が必要な方につきましましては、地元の消防団が介助しながら避難所まで来ていただいております。また、避難所内においても介助等が必要な方につきましましては、申出により別室を用意するなどの対応をしております。

また、町内介護施設との災害時協定につきましましては、現在のところ締結しておりませんが、新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた上で、相談してまいりたいと考えております。

二つ目の分散避難の周知につきましましては、議員ご指摘のように、命を守るために避難所に行くことが全てではなく、特にコロナ禍においては、避難所で過密となり感染のおそれもあることを鑑みると、親戚や知人宅への避難も有効な手段の一つであることから、改めて町ホームページなどで分かりやすく周知してまいりたいと考えております。

三つ目の新型コロナウイルス感染症予防の備蓄物資の考え方につきましましては、現在、コロナ禍において感染症を防止するための物資については、マスク約5万6,000枚、消毒液約370リットル、非接触型体温計13本、フェイスシールド約380枚を備蓄しており、サーモグラフィーについては、現在、導入を検討しております。空気清浄機、大型発電機の設置等につきましましては、現在、保有している大型扇風機や発電機などを使用しながら、換気対策、非常電源の確保を図ってまいりたいと考えております。

四つ目の感染症発症の可能性のある避難者のスペースの確保につきましましては、本年6月に「避難所運営における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」を策定し、発熱や咳等の体調不良の方には専用スペースを設けることとしております。具体的には移動手段も含め、自然休養村管理センター2階の部屋に避難していただくこととしており、トイレについても同じフロアにあるものを専用として利用できるよう確保しております。なお、今回の台風10号の接近に伴い、管理職を中心として情報共有会議を開催してきたところであり、その際にもシミュレーションを行うなど、的確に避難所が運営できるよう取り組んできたところであります。

五つ目の災害時のマンホールトイレの設置につきましては、災害が発生した後にでも、下水道が使用できる状態であれば、学校など複数のトイレがある避難所は個数が確保されていることから、それらを利用していただくこととなります。なお、災害時の活動拠点となる新庁舎につきましては、その建設に合わせて、マンホールトイレを設置する予定としております。

また、災害時の避難所運営等における女性の意見の反映につきましては、これまで実施してきております防災訓練の活動の中で、具体的なご意見を伺ってきております。特に、非常食配給訓練においては、活動場所や必要な資材など、様々なご意見を取り入れているところであります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 両方にあります。先ほどは子育て支援で10万円を継続的に事業としていただくということで、本当に素晴らしい答弁を頂きました。ありがとうございます。ぜひ、そのことが住民の皆様に周知できますように、町の井手広報、またホームページでしっかりとページを割いていただいて、周知をしていただきますことを要望させていただきます。私の質問を終わります。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。11時15分まで。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。通告に基づいて、3点について質問いたします。

まず1点目に、新型コロナウイルス感染症に関する情報公開についてです。

新型コロナウイルス感染症は7月以降、第2波の広がりを見せております。本町では4月以降の第1波の時期に、役場職員の感染者の所属や年代、性別について公表したのみで、現在もマスコミでは、感染者の数は各市町村ごとに発表されておりますが、町としては町内の感染者数さえ公表しておりませ

ん。個人情報の公表が差別につながることは絶対あってはなりません、他の市町村では全てその自治体内での感染者数や発症日、症状、感染経路、濃厚接触者があるかどうかなどを京都府のホームページでの公開情報とリンクする形で公表されております。これらは個人を特定するものでもなく、防疫上必要な情報だから公開されているわけでございます。

町内では、感染拡大初期にクラスターが発生したことから、様々な住民活動を実施するかどうか慎重な判断が続いておりますが、本来は、国や都道府県、自治体が住民主体の行事を実施するかどうか一律に指示や規制を行うものではなく、あくまで主催者団体が主体的に決めるべきものでございますが、実際には町内や近隣での感染状況の詳しい情報がないため、結局は全て控えておこう、様子を見る、実施しないということになっているのではございませんか。

井手町の住民は、どこで検査が受けられるのか、陽性の場合どの病院に入院することになるのか、どの宿泊施設で療養することになるのか、どんな場合は自宅療養となるのか、濃厚接触者として検査を受けたが陰性だった場合、どのような行動制限を要請されるのかなど、分からないことだらけでございます。このような情報不足も不安をあおる材料となっているのではないのでしょうか。

町内でいつ感染者が判明したか、その人数や年代・性別、職業、症状、町内のPCR検査の実施数、陽性率、療養者の数、入院先や療養場所、自宅待機を要請した例、退院や入院勧告解除者数などを公表することが今後の防疫に役立ち、また、住民の不安を取り除き、活動の活性化へ指標を提供することになるのではないのでしょうか。町長のご見解を伺います。

京都府が6月の補正予算に計上した抗体検査で、クラスターが発生した事業所として、井手町職員が対象となるということでありましたが、その検査の結果、対象となった井手町職員の抗体保有率はどのようなものでしたか。また、その結果はどのように生かされているのでしょうか。お伺いします。

2点目に新型コロナウイルス感染症予防のさらなる対策についてです。

今後、秋から冬にかけて、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの感染が同時に進行するおそれがあると専門家からも警告されております。住民にとって一番の心配は、感染が疑われるときに、確実に速やかに検査が受けられるかどうかということです。新型コロナウイルスの予防接種が実現す

れば、町内で接種できるように準備をするべきです。今後のインフルエンザ流行期の検査体制はどのようになっていますか。

町内の医療機関では、毎年、インフルエンザワクチンの入手まで接種を待っていただくというような状況も出ております。町内の内科医院は、僅かに2軒しかございません。新型コロナ感染がその医院から出れば、インフルエンザの治療や予防はもちろん、地域医療全般が機能不全に陥るおそれがございます。新型コロナの不安から受診控えが起こっており、既に医療機関の経営は圧迫されておりますが、新型コロナの検査も町内で受けられるようお願いをすれば、防護対策のさらなる徹底をお願いすることになりますので、経費も人的負担もさらに上昇してしまいます。町として医院とは別の場所で発熱者外来を開設する、インフルエンザや新型コロナワクチンについて医院以外の場所で集団接種の機会を設けるなど、対応できませんか。

これまでも要望が出ていることですが、緊急にインフルエンザ予防接種の費用助成を、高齢者は無料に、子どもについても助成するなど、拡充できませんか。今後、新型コロナワクチンの予防接種が実現する場合には、全額国費となるよう国に要望を強めるお考えはありませんか。伺います。

新型コロナ感染防止対策として外出自粛を行った結果、手洗いの励行の影響も含めて、上下水道料金が増えたという声を多くお伺いしております。新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金で上下水道代の基本料金、水道料金の減免を行っている自治体も多数ございます。本町でも新型コロナの影響を受けた住民に広く還元できる対策として、上下水道料金減免は有効ではありませんか。検討を求めますが、町長の見解を伺います。

3点目に、教育長の基本姿勢について伺います。

2017年9月の井手町議会での一般質問に、当時の松田教育長が、来賓として入学式・卒業式に招待されている町会議員であります私、谷田みさおが君が代斉唱時に起立しないことについて、「『残念』『憂慮』『(児童・生徒に与える影響への)懸念』を小・中学校校長に伝える」というふうに答弁をされました。これを受け、中田新教育長は当時の泉ヶ丘中学校長として、2017年10月24日に私と面談をしまして、入学式・卒業式での起立を要求されまして「起立する旨の回答をしなければ来賓として招待しない」と述べられる差別的な対応を行われました。

11月24日には、起立要求の撤回、来賓から排除され子どもの成長を祝

う機会を奪われる人権侵害への謝罪を求める文書にも、撤回も謝罪も拒否されております。来賓招待については今後、考える旨の回答がありました。2017年度の卒業式以降にも私に来賓としての招待は届きましたが、その後も何ら起立要求の撤回や人権侵害への謝罪はございません。新たに教育長に就任をされまして、立場もお変わりになりましたが、君が代斉唱時に来賓にまで起立を要求するというお考えにお変わりはないのでしょうか。今度は教育長として各校長に対し、君が代斉唱時の来賓の行動に、「残念」だとか、「憂慮」だとか、「懸念」などの思いを伝えて、圧力をかけるという行動を行われるのかどうか、お伺いします。

次に、小・中学校での新型コロナウイルス感染防止対策として、校内の清掃、消毒、検温などの児童・生徒の体調確認、分散授業など、3密回避の具体的方法、部活動の実施状況、運動会、体育大会、文化行事、修学旅行などの課外授業の実施など、どのように今、対応をされておりますか。

教職員の負担が今まで以上に増大をしていませんか。清掃、消毒などは業者に委託するという方法もあるのではないのでしょうか。

コロナの感染を恐れて登校しないという児童・生徒の例は出ているのでしょうか。

従来、就学援助が必要かどうか、年度当初、家庭訪問でも確認しているということですが、今年は家庭訪問もなく、新型コロナウイルスの経済的影響で新たに就学援助を必要とする児童・生徒が増えているという心配もございます。改めて家計急変時には、年度途中からでも就学援助が申請できるよう全保護者に説明を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合は、文科省から事務連絡も出ているとおりに、前年収入ではなく直近の収入状況を踏まえて審査を行う柔軟な対応が必要ではありませんか。

今年度は特に懸案となっております入学準備金の支給を年度内に行えるよう、準備を行うべきではありませんか。伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

3点目の教育長の基本姿勢についてであります。入学式や卒業式は、児

童・生徒が決意も新たに新しい生活への希望や意欲を持てるような動機づけを行い、厳かな機会を通して、集団の場における規律、気品のある態度を育てる場であります。

国歌斉唱時の起立について、谷田みさお議員は、泉ヶ丘中学校と多賀小学校において協力を頂いていなかったもので、式を執り行う責任者として、当時の多賀小学校、山野校長と一緒に、国歌斉唱時の起立についてのお願いをさせていただきました。

現在も、式進行に対して協力をお願いした考えは変わっておりません。

なお、泉ヶ丘中学校の校長として協力をお願いした後も、入学式や卒業式の案内を送らなかったことはなく、差別的な対応を行ったとは思っておりません。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 次に、小・中学校の新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、学校医や学校薬剤師にもご意見を頂き、児童・生徒の健康状況の確認、校内の清掃、消毒、学習活動における感染防止などに取り組んでおります。

中学校の部活動は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び京都府教育委員会運動部活動の留意事項に基づき実施しておりまして、運動会・体育大会・文化行事・修学旅行などにつきましては例年どおりの実施は難しく、感染症対策を徹底し、内容等を工夫しながらの実施を検討しているところであります。

教職員の業務につきましては、6月の学校再開後は、これまでなかった消毒作業などがありましたが、その後、教職員の負担を軽減するためのスクール・サポート・スタッフがこれまで未配置であった学校にも配置されるとともに、住民の方にボランティアとして協力も頂いておりまして、現在のところ、負担増大により清掃・消毒などを業者委託する状況にはないと考えております。

コロナの感染を恐れて登校できない児童・生徒につきましては、常からインフルエンザ等の流行時期などは大事を取って休まれる児童がおりまして、今回も同様に、ご家庭の方で判断されてお休みをされております。

就学援助につきましては、今年度は4月10日から14日の教科書配布の際に、全ての保護者に本町の援助制度一覧により周知を行っております。

これまでから家計の急変等に対して随時の申請も受け付けておまして、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変することも考えられることから、学校とこれまで以上に連携しながら、個々の児童・生徒の生活実態を十分把握するように努めております。

新入学児童生徒学用品費の支給につきましては、町立小・中学校への在籍を確認し、できるだけ速やかに認定業務を行い支給することとしております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 1点目の新型コロナウイルス感染症に関する情報公開についてであります。京都府内において新型コロナウイルス感染者が判明した場合には、京都府において「新型コロナウイルス感染症患者の発生について」として記者発表するとともに、ホームページにて公表されているところでもあります。

現在、新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害が大きな社会問題となっている中で、本町のような人口規模が小さい町において、町ホームページなどで京都府が公表している以上の情報を掲載することで、個人が特定されることにつながるおそれがあることから、町として公表はしておりません。

また、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査や入院、療養などについては、京都府山城北保健所において、それぞれのケースによって個別に判断されるものであり、さらにPCR検査実施数、陽性率などの詳細な情報については、府において公表されておりませんので把握することはできません。

次に、抗体検査についてであります。本町に京都府から話はありましたが、その後、何ら動きはありません。

いずれにいたしましても、今後も個人情報に配慮しながら、新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) 2点目の新型コロナウイルス感染症予防のさらなる対策についてであります。インフルエンザ流行期の検査体制につ

きましては、検査も含めたインフルエンザ流行期に備えた体制整備は、国の方針を基に京都府が主体となって進められるものであり、京都府議会9月定例会の補正予算案に、医療・検査体制の充実・強化に向けて必要な取組に係る事業費が計上されていると承知しており、今後の対応を注視してまいりたいと考えております。

発熱者外来の開設や新型コロナウイルスワクチン等の接種方法等につきましても同様であり、対応を注視してまいりたいと考えております。なお、今年度のインフルエンザの予防接種の実施につきましては、例年同様に個別接種により、開始時期を11月1日から10月12日に前倒しすることで、既に綴喜医師会と調整を図ったところであります。

高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化や子どもへの助成についてであります。本町では従前から、高齢者の接種については1,500円の自己負担で接種できるよう助成しており、高齢者の非課税・生活保護世帯には無料で接種できるよう実施しているところでありますので、さらなる追加助成は考えておりません。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、既に全国町村会を通じて国に対し、ワクチン接種の実施に当たっては地方自治体の負担が生じないように、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じるよう要望しているところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) 上下水道料金の減免につきましては、8月末現在、京都府内では、水道料金で8団体、下水道使用料で1団体、減免を実施されております。

仮に、府内で一番多い事例である基本料金2か月分の減免を本町で実施いたしますと、上下水道合わせて、1世帯当たり約3,100円程度となります。

本町では、既に住民1人当たり2万円の生活応援給付金や1人当たり50枚のマスク配布などを実施しているところであります。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 教育長が、2017年に私に対してお話しになったことは、協力をお願いだったというふうにおっしゃったので、私はそうは取れなかったけれどもそうだったのかと安心をいたしました。それは学校長であったときのお立場でなさったことなんですけど、今、教育長となられまして、先ほど教育長の基本方針、ほかの議員からも説明ありましたが、継承することは継承する、自分なりに進めたいことは進めるというようなお話がありましたけれども、君が代斉唱に関して前の教育長が取られたような、各校長に対してご自分の懸念や憂慮を伝えておられたのですけれども、そういうことについては継承されるのか、いや、自分はそういうことは考えてないとおっしゃるのか、はっきりしていただきたいと思います。

学校関係のことで今ご答弁ありましたけれども、そもそもスクールサポーターの方に消毒等をお願いしているという話がありましたが、家庭からボランティアの形で協力してもらおうということについては、かなり配慮をする必要があるのではないかと思います。やはりトイレの清掃も含めて、専門業者にきちんと定期的に、衛生的にやっていただくというようなことが今後必要ではないかと。少なくともトイレの清掃と消毒業務については、ご一考いただきたいというふうに思いますが、もう一度、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、子どもの就学援助の件を、国の方が3月24日に事務連絡を文科省が出しております、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した者について特段の配慮をというようなことを連絡しております。それを受けまして京都府教委も、4月14日に市町村の教育委員会に対して、これをきちんと注意しなさいよということも連絡しているんですね。教科書配布のときにという例年どおりの案内では、新型コロナに関わって家計が急変したことによって対象となるのかどうかということは、親としてはどうなんだと思いつつながら、なかなか子どものことで学校に言いにくいという状況もありますから、新たに新型コロナに関わってということで通知をするべきなんじゃないかと。教科書配布のときに、新型コロナで急変した人も対象ですよということちゃんと入っていたんですか。それがなかったんやったら改めすべきですし、入学準備金は結局、この年に入学した子どもの在籍を確認してからだとおっしゃるんですけど、全国には2019年度に年度内支給を実施しているところが、小学校で73.7、中学校で78.9、2020

年度、今年やる予定、検討するということも含めると、小学校は81.5、中学は83.6です。井手町がやっていることがいかに時代に遅れているかと、よそと違うかということなんですね。現実問題、子どもの在籍を確認するということですが、小学校の入学前の子ども、6年生の子どもに支給するんだと考えれば、何ら問題ないわけで、その辺はちょっと頭を柔らかくしていただいて、本当に役に立つ形でやっていただきたい。これは要望です。

戻りますけれども、情報公開ですが、京都府が発表している以上のことは発表しないと、これはどこの自治体もそこまではやってませんの。だから、ホームページに京都府の情報にリンクするようになっているんです。何がうちでは違うかというたら、京都府は保健所の管内しか発表していませんから、その感染者が井手町の人かどうかが分からないわけです。町内で感染状況がどうなっているのかが住民が分からないから、不安に思うんですね。よその場合は、京都府のホームページで山城北保健所管内やと発表されていても、例えば京田辺市さんのホームページ、宇治市さんのホームページには、本市では何月何日、京都府が発表したこの方が本市の住民に当たりますということを公表しているんですね。それがどうして差別になるのか、人権侵害になるのか。そんなことで人権侵害が起こるんやったら、それこそ町を挙げて対応しなければいけないと思いますけれども。

井手町がつくっている新型インフルエンザ等の行動計画、5年前につくったやつありますね。それが今回、特措法によって、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症も含むというふうになったわけですから、この5年前につくった行動計画が、井手町では今回の行動計画として活用しなあかんわけですね。その中にどう書いてあるかというと、未発生の時期、海外で発生している時期、町内で感染期、小康期、いろいろ分かれているけれども、どこの状況においても、情報については、本町は、国及び府が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努めると。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況について情報提供するというふうになちゃんと書いてある。決めるんですよ、5年前から。その地域内というのを、これは町内のことですよ。管内だけ、山城管内がどうかということだけ分かればいいのではなくて、やっぱり住民の方は町内ではやっているのかどうか、感染者が出ているのかど

うか。一番大事なものは、感染はされたけども回復されて、退院もされて社会復帰されている人が全員ですよということが分かれば安心されるわけで、そういうことを隠すから疑心暗鬼で、一体どこの誰なんやろうみたいな話ばかりが横行するので、安心できる情報をきちんと提供するということが必要だと思います。

京都府が書いている以上のことを書けなんて言っていません。京都府の情報のうち、井手町での発生者、この方なんですよということが分かるように、そしたら人数は分かるわけですから。それを他の市町村並みにやりませんか。井手町より人口の少ない南山城村でもちゃんとやっているわけです。何で井手町だけ隠さなあかんのか、それが非常におかしいと思いますので、もう一度、ホームページ上の府の情報とリンクさせるということが何でできないのか、お尋ねをいたします。

もう1点の今後のインフルエンザやらとの関係ですけども、私自身も町内の医療機関を受診していて、「熱があるんです」と言って駆け込んでこられる方の姿を見ているわけです。不安が募りますね。医療機関の方でも受付の事務の方から、みんな防護服姿で対応されとるわけですね。そこへたまたま診察に行っている者は、待合室で何の防御もないまま、マスクだけはしているけれども、感染者かも分からない発熱者がやってくるというような状態は非常に不安なんです。お医者さんの方も大変ですよ、そんなんなったら。町内2軒しかないんやから、発熱者の方は別の場所で受け付けるんだと。とはいえ、離れた京都市内まで行けというのは駄目ですけどね。そういうことを医師会と調整してほしいねん。ある程度近い場所で、発熱者の方等を「ここへまず来てください」、「ここへ電話して、ここへ来てください」というようなことを言わないと、それが公表されてないからみんな近くのかかりつけ医に行かざるわけで、そこで慌てて隔離するというようなことが起こる。これは非常に危険であると思います。医師会と発熱者外来等についての話合い等はどうなっているんでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 谷田みさお議員の1点目ですが、私自身としては、今後それぞれの立場を尊重して進めてまいりたいというふうに考えています。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

情報公開の関係でございますけれども、私ども先ほども申しましたように、井手町において京都府が発表しているリンクを貼ったとしても、京都府としては同じ紙を貼っても何例目ということが、何町とも明確には書いておりませんので、それをリンクを貼っても逆に同じことを見てしまうことになりまますので、かつそれを限定して、井手町のような人口規模が小さな町において、そこまで明確にブラッシュアップして町のホームページなどでリンクを貼ることについては、京都府が発表していること以上の情報になるというふうなこともあり、個人が特定されることにつながるおそれがあることから、町としては公表しておりませんということでお答えさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 新型コロナウイルスの診療、検査体制等についてでありますけれども、国におきましては、発熱が生じた患者が近所の医療機関に集中しないようにというふうな中でどのような対策を取るかというふうな考えをおる中では、身近な医療機関で相談、診察、検査等ができる体制の整備というふうなことで進めていくというふうな方向性を示しているところでございます。ただ、その中で、相談を受けた医療機関が自らの診療所において診察、検査ができない場合については、適切に他の医療機関を案内できるように連携対策講習等を求めるところでありまして、京都府において京都府医師会等とも調整が図られる中で、体制整備が進められるものというふうな考えをおるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) トイレ清掃の業者委託につきましては、文部科学省のマニュアルにおきましても、清掃活動等につきましては、換気のよい状況でマスクをした上で、そして、終わった後は石けんを使用して手洗いと

いう形で記されておりました、それに基づいて実施しておりますので、外部委託、業者委託する必要は今現状考えておりません。

続きまして、就学援助の再周知につきましては、これまでから先ほど申しましたように、年度途中の急変についても対応しております、現在、既に1件、そういった相談も受け付けておることから、再度の周知は必要ないと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 京都府の発表にリンクを貼っても一緒やというお話がありましたけど、皆さん、よその市町村、そういう形じゃない形にしてはったんですから、見てはらへんというのか。だったら、どうしてNHKの発表とか京都新聞の発表に井手町26人と書いてあるんですか。あれ、どうやったんですか。どこか発表しているんでしょう。何で住民は知らんのですか、分からへんのですか。NHKに聞きなさいと言うんですか。そういうダブルスタンダードはおかしいですよ。疑心暗鬼を招くんですよ。別に何人感染したか、何も秘密じゃないじゃないですか、誰が感染するか分からない状況だとみんな言うたはるわけで。井手町はずっとこの間、感染収まってるなというふうに思われたら、そろそろ自分のいろんな活動も再開していいかなというふうに思われるかもしれないし、いやいや、まだまだ新規感染者が出てるからちょっと気つけなという人もあるやろうし、そういう判断材料になるものなんです。マスコミには出るのに、井手町の住民には分からない。これ、一番危険な話じゃないですか。これは改善をぜひ求めたいと思います。

以上です。

議長(西島寛道) 要望でいいですか。

9番(谷田みさお) はい。

議長(西島寛道) これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時20分まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時17分

議長(西島寛道) 少し時間の方が早いです、休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、議案第42号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議

題とします。

提出者からの提案理由を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第42号、井手町教育委員選任につき同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、西島好江氏、満40歳。

なお、任期は4年であります。8月末に教育委員が辞職されたことによる選任同意でありまして、欠員補充の委員の任期は前任者の任期までとなることから、西島好江氏につきましては、令和6年6月25日までとなります。

なお、委員は4名になりまして、他の委員は、古川幸子氏、木田修司氏、村田尚美氏であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第42号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第42号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第42号は同意することに決定しました。

次に、日程第6、議案第43号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第43号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町表彰条例第3条の規定により、下記の者を本町自治功労者に推薦したいので、議会の同意を求める。

記といたしまして、井手町表彰条例第3条第1項第4号、京都府綴喜郡井手町、中谷浩三氏、満68歳。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第43号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決します。

議案第34号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第43号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第37号、井手町出産応援基金条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美）　それでは、議案第37号、井手町出産応援基金条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町出産応援基金条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、少子化が進展する中、井手町において次代を担う子どもの出産を応援し、祝福する環境づくりを推進するため、新たに基金を設置し、支援体制の構築を行うため制定するのが趣旨でございます。

それでは、1ページをご覧ください。

井手町出産応援基金条例。

井手町出産応援基金条例を次のとおり制定する。

まず第1条は、設置の規定でございます。

第2条は、積立ての規定でございます。

第3条は、管理の規定でございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。

第5条は、繰替運用の規定でございます。

第6条は、処分の規定でございます。

第7条は、委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8、議案第38号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　それでは、議案第38号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、5ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)であります。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲の規定であります。

例規ページ数につきましては、未施行規定の内容を改めるものでありますので、記載しておりません。改正する内容につきましては、第1項第2号中、「寡夫」を「ひとり親」に改めるものでありまして、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

次に、第33条の2、所得控除の規定であります。

先ほどの第24条と同様に、未施行規定の内容を改めるものでありますの

で、例規ページ数は記載しておりません。改正する内容につきましては、法改正に伴い、引用条文の項を繰り上げるとともに、引用する文言を修正する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、第35条の2、町民税の申告の規定でありまして、法改正に伴い、第1項中の引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数1813ページ、第93条、たばこ税の課税標準の規定でありまして、法改正に伴い、第2項にただし書として、本来、葉巻たばこ1グラムを紙巻たばこ1本と換算するべきところ、葉巻たばこ1本の重量が0.7グラム未満のものについては、紙巻たばこ0.7本として換算する規定を追加するとともに、第4項に第2項に規定するたばこ本数の換算方法について、今回追加いたしました、ただし書の規定を除くとする規定を追加する条文の整備であります。

次に、例規ページ数1823ページ、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例の規定でありまして、法改正に伴い、引用する文言等を修正する条文の整備であります。

8ページをお開きください。

次に、例規ページ数1824ページ、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定でありまして、先ほどの附則第3条の2第2項の改正内容に合わせ、第1項中の特例基準割合を加算した割合に改めるものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

9ページをお開きください。

次に、例規ページ数1841ページ、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、第1項の規定に、新たに第35条の3第1項を追加する条文の整備であります。

次に、例規ページ数1842ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、第3項中第35条の2を第35条の3に改める条文の整備であります。

11ページをお開きください。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)であります。

例規ページ数1768ページ、第19条、納期限後に納付し又は納入する

税金又は納入金に係る延滞金の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を繰り下げるとともに、文言を修正する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数1769ページ、第20条、年当たりの割合の基礎となる日数の規定でありまして、法改正に伴い、「及び第4号」を削り、「並びに」を「及び」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1769ページ、第23条、町民税の納税義務者等の規定でありまして、法改正に伴い、第3号中の文言を修正するとともに、引用条文の項を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1771ページ、第31条、均等割の税率の規定でありまして、法改正に伴い、第2項の表、第1号オ中、「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、次のページをお開きください、第3項に規定する課税標準の算定期間に関する規定を、法改正に合わせて改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1785ページ、第47条、法人の町民税の申告納付の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を改めるとともに、第9項を削除し、第9項削除に伴い、第10項以降の項をそれぞれ1項ずつ繰り上げる条文の整備であります。

19ページをお開きください。

次に、例規ページ数1788ページ、第49条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定でありまして、法改正に伴い、第2項から第4項における引用条文の項を改めるとともに、第3項の規定を、法改正に合わせて文言を修正する条文の整備であります。

20ページをお開きください。

次に、例規ページ数1790ページ、第51条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でありまして、法改正に伴い、第4項から第6項までを削除する条文の整備であります。

次に、第93条、たばこ税の課税標準の規定であります。今回、第1条関係で改正した第2項の内容を改めるものでありまして、法改正に伴い、「0.7グラム」を「1グラム」に「0.7本」を「1本」に改める条文の整備であります。

次に、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例の規定であります。こちら

につきましても、今回、第1条関係で改正した第2項の内容を改めるものでありまして、法改正に伴い、第51条第4項削除に伴う条文の整備であります。

それでは、3ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次に、第2条、延滞金に関する経過措置の規定であります。

次に、第3条及び第4条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次のページをお開きください。

次に、第5条及び第6条、町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 5ページですが、寡婦、婦人の婦を書く寡婦と、旧の方には夫と書く寡夫と、新の方にひとり親という言葉が出てきます。それぞれの定義と、これを見ると夫の方の寡夫についての非課税の措置がなくなるのか、お尋ねします。

同じく5ページの33条の2ですけれども、寡婦控除額、婦人の方の寡婦控除額と、あと、ひとり親控除額というのが加わって、やっぱり夫の方の寡夫の控除額がないわけですけど、所得税の方と住民税の方と、どのように今回、これ、改正されて変わるのか、どういう意味があるのかお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

寡婦、夫の方とひとり親というそれぞれの定義ということですが、現行制度における寡婦控除の対象者ということになりますけれども、この方につきましては、夫と離婚、死別した後、婚姻してない、また夫の生死が明らかでない方で子を扶養している方のうち、前年合計所得金額が500万以下

である場合には所得控除額 30 万円が適用となり、前年合計所得金額が 500 万円を超える場合には所得控除額 26 万円が適用となり、子以外の扶養親族を有する方につきましては、前年の合計所得金額にかかわらず所得控除額 26 万円が適用ということになっております。また、夫と死別されて扶養親族のいない方につきましては、前年合計所得金額が 500 万以下である場合には所得控除額 26 万円が適用となっております。

次に、寡夫の方につきましては、妻と離婚、死別した後、婚姻していない、または妻の生死が明らかでない方で子を扶養している方のうち、前年合計所得金額が 500 万円以下である場合には所得控除金額 26 万円が適用ということになっております。

一方、今回改正となる寡婦控除額の内容につきましては、夫と離婚、死別した後、婚姻していない、または夫の生死が明らかでない方で子以外の扶養親族を有する方、あるいは夫と死別され扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が 500 万以下である場合には所得控除額 26 万円が適用となるものであります。

また、ひとり親につきましては、現に婚姻していない、または配偶者の生死が明らかでない方で子を扶養しており、前年の合計所得金額が 500 万円以下である場合には所得控除金額の 30 万円の適用という形のものでありまして、これまでの寡夫、夫の方ですけれども、につきましては、改正後はひとり親という定義の方に、そちらの方に含まれるということになります。

したがいまして、規定上は寡夫という文言はなくなりますけれども、所得控除の適用としてはひとり親の方に区分される、そちらの方で適用されるということに改められるものになります。先ほどの控除額の関係は、先ほど説明でも申し上げましたが、町・府民税での適用額ということになりますけれども、その額につきましては従来と変わっていないという状況になっております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第38号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第40号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第40号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,720万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、第2表地方債補正による。

3ページをお開き願います。第2表地方債補正であります。

起債の目的、水道事業債。今回、800万円を追加し、限度額を2,500万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりません。

次に、6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。8款町債、1項町債、1目水道事業債。今回800万円を追加し、計2,500万円。簡易水道事業債800万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款事業費、1項建設事業費、1目建設事業費。今回800万円を追加し、計1,885万円、財源内訳といたしまして、地方債の800万円、委託料800万円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 7ページ、配水管整備事業の委託料800万円ですけれども、委託ということは、新たに配水管を通すための設計を委託されるのですか。場所はどこで、どういう必要があって、どういうことをされるのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） ただいまのご質問にお答えいたします。

委託料の800万円でございますけれども、6月の全員協議会でお時間を頂戴し、ご説明をさせていただいた国道城陽井手木津川バイパスを活用して、井手地区の水道と多賀地区の水道をつないでいこうという計画を説明させていただいたところです。それにつきまして、7月末に行われました上下水道の経営等審議会におきまして、そちらの方でもご理解を得られましたので、今回、そのバイパス管の整備のための基本設計を行う予算を計上させていただいたところです。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） これから設計なので詳細は分からないと思うんですけども、約何メートルぐらいの設計になりますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、見込んでおります延長につきましては、4,410メートルを見込んでおります。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第40号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第41号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第41号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、ご説明申し上げます。

令和2年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,097万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,592万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、令和元年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金等の補正であります。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書に

てご説明申し上げます。

歳入であります。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、今回126万6,000円を追加し、計2億2,796万円、過年度分の126万6,000円であります。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回2,971万1,000円を追加し、計2,971万2,000円、前年度繰越金の2,971万1,000円であります。

次の6ページをご覧ください。

歳出であります。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、今回1,649万円を追加し、計1,649万1,000円、財源内訳といたしまして、その他の126万6,000円、一般財源の1,522万4,000円であります。償還金利子及び割引料の1,649万円あります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、前回までの累計はございません。今回新たに1,448万7,000円を追加し、計1,448万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,448万7,000円あります。繰出金の1,448万7,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第41号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月23日、午前10時から会議を開きます。

散会 午後 1時48分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 谷 田 みさお